

平成29年(行ウ)第158号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

被告補助参加人 社会福祉法人遺徳会

原告第3準備書面

平成30年5月7日

大阪地方裁判所第7民事部合議2係 御中

原告 小林洋一



原告は以下被告補助参加人準備書面(1)に必要な限度で反論する。

第1 本件補助金の交付の公益性について

- 1 被告補助参加人(以下単に補助参加人という)は、既に完了した事業に対する補助金の支出は公益性が無いとの原告の主張に対し、児童発達支援センター事業は半永久的に続けられなければならない事業であり、既に完了した事業は存在しないし、児童発達支援事業の公益性も明らかであるから、本件補助金の支出に公益性があると主張する。更に原告が児童発達支援センター事業に公益性が無いと主張しているとして、縷々論難する。
- 2 本件は児童発達支援センター事業自体の公益性を争っているのではなく、児童発達支援センターへの補助金の支出の違法性を争っているもので、原告も児童発達支援センター事業自体の公益性は否定していない。(原告第1準備書面6頁参照) 本件補助金は平成28年度の児童発達支援センター事業に関するものであり、本件補助金の申請時には実質的に事業は終了していたもので、補助参加人の主張は本件訴訟を正確に理解していないもので失当であ

る。

- 3 更に補助参加人は、社会福祉法人遺徳会は本件事業について収益性等求めていないし、身銭を切って事業を行っているとは高邁な主張をするが(補助参加人準備書面(1)の4、6頁)、そうであれば赤字が出たとして直ちに補助金の支給を求めたり、新たに本件補助金に加え給与・賞与及び法定福利費を含む人件費の満額支給を求めている事(丙2号証参照)等言行不一致も甚だしい。

第2 原告の訴訟活動について

- 1 補助参加人は原告の訴訟活動について、次のように論難する。

原告はオンブズマンを気取り、市民を代表して為政者の不正をただすかのような活動を行っていると思わせかけながら、その実態は権利追及・請求の趣旨実現は、要求が認められなければ、審理を最高裁まで請求することなく、中途半端のままに投げ出し、同居配偶者でかつ現役市議会議員である者の宣伝広告に利用させるといった実体が作出されている。徒に住民訴訟を乱発し、もって和泉市から住民訴訟に必要となる弁護士費用を支出させると同時に、被告補助参加人の名誉を著しく毀損し、その利用者の心を聊かも慮らない原告の行為こそが、破しく糾弾されるべきであると思料する。

- 2 補助参加人の主張は本件訴訟の審理と何ら関係が無く、反論するにあたらなものであるが、原告の名誉を著しく毀損し、市民オンブズ活動を頭から否定するものであり、敢えて以下反論する。

原告が提訴した22件の住民訴訟の一覧は甲11号証の通りである。何れの訴訟も市の公正な事務執行を求めたもので、徒に訴訟を起こしたもので無いのは明らかである。それぞれの訴訟で必要の都度控訴や上告受理申し立てを行っており、補助参加人が主張するように中途半端に投げ出した事実は無い。市議会議員の宣伝活動に利用しているとの主張については、オンブズ活動による財務会計行為の是正と市の公正な事務執行を求める議員活動とが相互に

補完しながら実現される面があり、住民訴訟の結果を議員の活動報告に取り上げる事に何ら問題は無いし、議員自らも何件かの訴訟で共同原告となっている。

又多くの訴訟が判例タイムズ等の公刊物に掲載され、2件の勝訴判決を得、敗訴の場合も費用弁償制度の廃止や条例の改正等の成果を得ている。又和泉市に住民訴訟に必要な弁護士費用を負担させていると主張するが、これらの費用は住民自治実現のために負担すべきコストであり、実質的にも勝訴判決により、このような費用をはるかに上回る損害の回復が図られており、補助参加人の主張はあたらない。

原告が被告補助参加入の名誉を著しく毀損したり、その利用者の心を聊かも慮らない事実は無い。

以上

平成29年(行ウ)第158号損害賠償請求訴訟(住民訴訟)

原告 小林洋一
被告 和泉市長
被告補助参加人 社会福祉法人遺徳会

証拠説明書

平成30年5月7日

大阪地方裁判所第7民事部合議2係 御中

原告 小林 洋一



原告主張事実の立証のため、提出した書類につき下記のとおり立証趣旨等を説明する。

記

号証	甲11号証
標目	オンブズ和泉住民訴訟一覧
原本・写の別	写
作成年月日	不詳
作成者	原告
立証趣旨	オンブズ和泉の住民訴訟が徒に提訴されたものではない事実

以上

甲第 11 号証

	テーマ	内容	現状及び結果
住民訴訟	1	互助会問題 ヤミ退職金の支給のために違法に支出した互助会への補給金の返還及び退会給付金制度廃止に伴う積立金を職員で山分けしたことが違法として訴えた訴訟	ヤミ退職金の違法性を認定 退会給付金制度廃止に伴う返還金で損害賠償は相殺(形式的には敗訴、実質勝訴)
	2	市長給与返還訴訟 元市長が逮捕・拘留期間中の給与を全額受領したのが違法として返還を求めた訴訟	市長の給与は市長の職に対し支給されるとして1審、2審とも敗訴
	3	議員への市民の葬儀情報提供訴訟 議員が葬儀に参列するため市民の葬儀情報を提供することは、本来の議員活動と何ら関係のない行為への不当な支出で個人情報保護条例にも抵触する	葬儀参列が選挙の為であることを否定できないとしたが、葬儀に参列して市民の要望を聞くことも議員の職務として棄却(敗訴)
	4	弥生博物館横用地の先行取得訴訟 大阪府の依頼で土地開発公社が先行取得した土地を、大阪府が約束通り買い上げないため、土地の値下がりや金利等で和泉市に多大の損失が発生しており、早期に大阪府に買上を求めた訴訟	大阪府との買い上げ約束の事実は認定したが、相互の取り決めた書面の法的効果を否定し敗訴 横山高校跡地等と等価交換
	5	監査委員の業務懈怠訴訟 住民監査請求の監査結果に他の自治体の監査結果をコピーしたのは監査委員の責任と義務を放棄したものの	コピーの事実は認定。監査の業務は行っているとして棄却、市のOBが監査役から排除
	6	大阪府の市町村振興補助金差止 当該補助金は、弥生博物館横用地問題でその金利分を和泉市に補助するもので、補助金の目的に反して違法	和泉市が申請を取り下げたので、本訴訟を取り下げ 実質勝訴
	7	大阪府議会議員の費用弁償訴訟 府議会議員が法で認められていない会議の出席に対し費用弁償を支出するのは違法。更に費用弁償の金額も交通費を遙かに上回るもので、市民感覚を逸脱	1審、2審とも敗訴 大阪府は費用弁償制度を廃止
	8	イチゴハウスへの補助金返還 イチゴハウスは建築物で農地転換が必要であるにも拘わらずそれを怠っており、建築確認も受けていない違法建築	建築確認の未取得は違法であるが、補助金の返還まで必要なし 敗訴。控訴せず
	9	非常勤職員への期末手当の支給 非常勤職員には報酬と交通費などの費用弁償しか支給できないにも拘わらず、期末手当を支給	1,2 審敗訴、上告棄却。期末手当は違法であるが、市長に義務違反は無いと敗訴。市は期末手当を廃止。
	10	違法な弁済充当 互助会訴訟で、認定された損害賠償に対し、これと無関係な退会給付金制度廃止に伴う返還金でこの債権を弁済することに市長が合意したのは、違法な合意	1審勝訴(市が互助会に1.46億円の請求を行わないのは違法) 市が控訴 2審も勝訴 互助会廃止
	11	会館助成金不正請求 自治会や町会館への建設等に関する助成金を使ってダンジリ倉庫を建設したのは違法。補助金の返還を求める	違った図面で申請する等不透明な点はあるが、補助金の目的にはなっていないとして1,2 審とも敗訴。市が要綱を改訂
	12	上伯太線問題 上伯太線道路整備事業に関し、任意の少年野球チームに代替グラウンドを設置したのは市民の税金の無駄遣いで、関与した前市長等に損害賠償を求める	市が独自に前市長らに損害賠償請求訴訟し最高裁迄争ったが市が敗訴。そのため住民訴訟取り下げ
	13	固定資産課税漏れ 税法の改正を見逃し、土地開発公社の土地に対する固定資産税等の課税漏れがあり、時効により市の損害となったので、その賠償請求を求める	1, 2審勝訴確定
	14	介護保険申請ミス 介護保険受給者の所得区分を誤って国に申請したため、国からの給付金が減額支給され市に損害が発生した。担当職員への損害賠償を請求。	1審勝訴、2審で逆転敗訴。 担当者の過失は認められたが、大阪府からの指導が不適切で、担当者に損害を請求することは信義則に反するとして逆転敗訴。
	15	投票管理者への手当支給差止 投票管理者には条例で定めた報酬しか支給出来ないにもかかわらず、違法な手当を支給	1,2 審敗訴、上告棄却
	16	徳洲会への違法支援金の支出 指定管理者となった徳洲会に看護師の募集のための支度金の財源を、全額市が支出することは違法な支出	1, 2 審敗訴 医療体制確保の責任は市にあるとして棄却
	17	徳洲会の病院建設に関する杜撰な対応 新病院の建設に際し、徳洲会が病院規模について一貫した対応がなかった為、病院規模が二転三転し無用な事務処理をしいられたとして徳洲会に損害賠償を求める訴訟	1, 2 審敗訴 計画変更時には病院計画は今だ確定していなかったとして棄却

	18	ワクチン接種時の初診料の重複請求	複数のワクチンを同時に接種する際に、初診料をワクチン分請求するのは、重複請求で違法	1 審敗訴控訴せず
	20	児童発達支援センターへの違法補助金支給	完了した事業への補助金支出は違法として訴えた訴訟	1 審審議中
	21	談合訴訟	指名競争入札で談合が行われている事に関する訴訟	1 審審議中
情報公開	22	会派代表者会議の会議録の公開	会派代表者会議の会議録の公開を求めたところ、公開すると自由な議論ができないと非公開に	審査会に異議申し立て、異議が認められ公開
	23	病院の指定管理者選定委員会の採点結果の公開	外部に公開しない前提での審査会であるとして、非公開に	委員会自身が公開しない前提を決めるのは不当であり、公開するか否かは情報公開条例に従って判断することで公開

<上記訴訟の概要>

●ヤミ退職金訴 (①)

最初の住民訴訟は大阪府市町村職員互助会が、退職する職員に正規の退職金以外にヤミ退職金を支給していた事件 (No6, 7)。ヤミ退職金が多い人は1000万円を越えていた。この制度が廃止されるとあって駆け込み退職した職員が多かったことが響きをかかった。職員厚遇問題が厳しい指摘を受けていた時の事で、和泉市以外の多くの自治体でも同様な住民訴訟が起こされ、ついに互助会はヤミ退職金制度を廃止し、更に互助会も解散した。市民の貴重な税金がこのような所に使われ、互助会が無くなっても既に支給されたヤミ退職金に充当された税金は返ってこなかった。しかしその一部の1.4億円は関連訴訟で互助会に請求せよの勝訴判決を得た (No12)。これがきっかけで互助会の廃止につながり、ムダな税金の支出を防止する大きな成果があった。

●市長給与返還請求訴訟 (②)

元市長が逮捕拘留留期間中に給与の全額を受け取ったのは違法として、その給与の返還を求めた裁判。高裁まで争いましたが残念ながら敗訴。市民の感覚から納得できない結果となった。(判例タイムズNo1254 118ページに掲載)

●議員への訃報提供訴訟 (③)

議会事務局が市民の訃報情報を議員に提供していた事に関する訴訟で、議員が葬儀に列席するための便宜の為に、費用を支出するのは違法と訴えたもの。テレビでも大きく取り上げられましたが結果は敗訴でした。議員活動について問題提起できた成果は大きいと思います。

●監査委員の報酬返還請求訴訟 (⑤)

住民監査請求の監査結果に北海道北見市、東京都の監査結果を丸写ししたことで、監査委員は仕事をしていないから報酬の返還を求めた訴訟です。この訴訟により市の職員のOBが歴代の代表監査委員についていることが問題となり、市の職員のOBに代わり公認会計士などの民間の有識者が代表監査委員に就任する改善がなされた。

●府立弥生博物館横用地訴訟 (④)

大阪府立弥生博物館横の用地を、和泉市土地開発公社に先行取得させた問題に関する訴訟です。埋蔵物を保管・展示するセンターを建設するため大阪府の依頼により取得したとされていたものです。大阪府の財政難でこの買い戻しが実現せず、地価の値下がりですべて5億円を超える評価損を抱えており、市は大阪府の依頼で取得したとしていましたが、この訴訟で裁判所は市と大阪府との間で交わした確認書は単なる紳士協定に留まるもので、大阪府の買上義務を認めませんでした。市の土地開発公社の解散の動きの中でこの処分をどう決着させるか悩ましいものでした。いずれにしても8億円も出してムダな土地を買った市の責任は重大です。この訴訟でそれらの問題が明らかとなりました。この土地は今回大阪府の横山高校跡地等と等価交換し、この土地にスポーツ施設を建設することを決めましたが、高校の建物にアスベストが残留していることが判明し、この処理に1.4億円を要することから、この費用負担をめぐり大阪府と民事調停で争っています。因縁の土地です。(判例地方自治平成21年8月号に掲載)

●ダンジリ倉庫訴訟 (⑩)

ダンジリ倉庫の建設に町会館の建設に対する補助金を違法に使っていた事に関する訴訟で、会館付属の倉庫と称して申請し、虚偽の図面を添付し、建築確認申請もしていない事件ですが、予想もしない敗訴で判決理由は全く納得できないもので、最高裁に上告しましたが上告棄却で敗訴が確定しました。しかし市は会館補助金の支給について曖昧な点を解消するよう要綱を改正しました。(判例地方自治348号に掲載)

●固定資産税の課税漏れ訴訟 (⑬)

固定資産税の徴収漏れに関する訴訟で、土地開発公社の保有土地は従来から非課税とされていましたが、ある時期から公社が有償で貸し付けている土地については課税しなければならないと法律が変わりました。にも拘わらず、それを見落とし結果的に固定資産税の徴収漏れとなり、時効で

それを回収することも出来ず損害を発生させた事件です。市は特に関係職員を処罰することもなく、うやむやにする恐れがあったので訴訟に至ったものです。1,2審で私達が勝訴し、市は上告を断念し確定しました。市はその都度再発防止を誓っていますが必ずしも実効があがっているとは言えません。

●介護保険の申請ミス訴訟 (14)

介護保険は受給者の収入により保険料が変わるため、それを調整するため国から交付金(財政調整交付金)がでますが、その申請に当たり、大阪府の指導に不適切な点があった事から申請を誤り、交付金が減額された事件です。大阪府の指導に不適切な点があったとしても、それをチェックする機会が何回もあったにも関わらず、それを行わず市に損害が発生した事件です。

1審は勝訴しましたが、2審で職員に損害賠償を求めるのは過酷として敗訴しました。市はチェック体制を強化しました。(判例 Watch に掲載)

●大阪府議会議員への費用弁償訴訟 (7)

大阪府議会議員には法律で認められていない会議の出席に対し交通費と称して費用弁償が支給されていました。会議に出席するのは議員の本来業務であり、その費用は報酬に含まれており又その額も公共交通機関を利用した時の費用の数倍にあたり違法な支給として訴えたものです。裁判ではタクシーを利用するのもあながち違法とは言えないとして敗訴しましたが、この裁判を受けて府は費用弁償を廃止しました。(最高裁判例集に掲載)

●非常勤職員への違法な手当の支給訴訟 (9)

非常勤職員には法律で報酬及び費用弁償(交通費等)しか支給できないことになっています。ところが市はこれに反し特別報酬と称して、実質期末手当を支給していました。そこで特別報酬の支給差止め等を求めて裁判を起こしました。判決では違法支出を求めましたが、これを支給した市長に注意義務違反は無いとして敗訴しました。市は特別報酬を廃止し、これに相当する報酬を月次の報酬に加算し、条例で決めました。実質的な成果がありました。(最高裁判例集に掲載)

●違法な弁済充当訴訟 (10)

前記①の互助会訴訟で、退会給付金の支給のため市が互助会に補助金を出すことは違法との判断がなされ、これを受け互助会は問題となった退会給付金を廃止し、その財源の一部を市に返還しました。この返還金を①の裁判で違法とされた損害賠償に充当することを市が合意したため、互助会訴訟は敗訴となりました。この訴訟はこの合意充当を問題として起こした裁判で、互助会からの返還金を損害賠償金に充当した結果、返還金はその分減少しており市が互助会に減少分を請求できる権利があるとして起こした裁判です。裁判所はそれを認め、市が互助会に1.6億円請求できる

と判断しました。市と互助会は控訴しましたが棄却され完全な勝訴でした。一連の動きで互助会は解散しました。

(Westlaw判例集に掲載)

●徳洲会への違法な支援金訴訟 (16)

市立病院の指定管理者移行に伴い、多くの医療従事者が転籍を拒否したため、医療従事者が大幅に不足する事態が発生。その対応として指定管理者へ移籍する職員に対し、一定期間勤務すると返済が免除される支度金制度を作った。問題は支度金の財源で、市と指定管理者間で交わした協定書に、指定管理に移行時の医療従事者の確保は指定管理者が責任を持つと規定していたにも関わらず、市は支度金の財源を全額負担した。

判決は医療水準の確保は市の責任であり、協定の定めはそこまでを定めたものではないという訳の分からない理由で原告敗訴となりました。

●徳洲会の病院建設に関する杜撰な対応 (17)

新病院の建設に際し、病院の規模について当初決定しパブリックコメントを求めた計画に対し、指定管理者(徳洲会)が増分の費用は自らの負担で病院規模を拡大する提案があり、負担の増加が無いのならと市もこれを認め、病院の規模を拡大した建設案を再びパブリックコメントに付した。ところがパブリックコメントの締切直前に指定管理者からその話は無かった事にしてほしいとの申し入れを受けた。市は止む無く計画を元に戻した。指定管理者の一連の杜撰な対応により、計画が遅延し無駄な作業が発生したとして、徳洲会を訴えた事件である。判決は規模拡大の計画はパブリックコメント締め切り前で未だ確定した計画に至っていないとして、計画の変更は違法性は無いとして原告敗訴となりました。

●投票管理者への違法手当支給 (15)

地方自治法で定める投票管理者に条例で定めた報酬を支給せず、数倍の報酬を条例で定めることなく支給した事件で、給与条例主義に反するとして訴えた訴訟。判決は投票管理者は公選法で定める職務以外にも、選挙管理委員会の応援の業務を行っており、それを考慮すると市に損害は無いとして原告敗訴となりました。本件手当を管理職特別勤務手当で支給するとし、額も大幅に削減する条例が可決され、実質的成果がありました。

(判例地方自治2017年4月号に掲載)

●ワクチン同時接種時の初診料の重複請求 (18)

ワクチンを一度に複数接種する際に、初診料をワクチンの種類分請求することは、初診料の趣旨から違法として訴えた事件。判決は接種するワクチンごとに、同時接種の可否や副反応の説明など、初診料以外に医療行為があるとして重複請求ではないとして原告敗訴。